

奄美市
第 10 期分別収集計画

令和 4 年 7 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

第10期奄美市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっていることから、資源循環社会の形成のためには、回収・資源化の方途をさらに拡充しなければなりません。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進は、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動の推進と「循環資源」を回収・資源化する方途の拡充
- ③ 再商品化の利用促進
- ④ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ⑤ 市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年7月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 対象品目

計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
人口	40,760	40,308	39,856	39,404	38,952
スチール	269	266	263	260	257
アルミ	110	109	108	106	105
ペットボトル	57	56	56	55	55
無色びん	41	40	40	39	39
茶色のびん	37	36	36	35	35
その他のびん	29	28	28	28	27
ダンボール	693	685	678	670	662
他紙製容器	644	637	630	623	615
合計	1,880	1,857	1,839	1,816	1,795

※単位：人口は(人)、それ以外は(t)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であります。

①環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育や、出前講座による学校・自治会・町内会などへのごみ分別学習会を実施し、市民や事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の状況、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらい、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発をこれまで以上に取り組み、浸透を図ります。

さらに、教育委員会と連携して、各学校での環境教育の充実を図り、低年齢期から環境に対する意識を醸成させます。

②販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）

の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

③ごみ袋有料化

ごみ袋有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	不燃ごみ
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	269 t		266t		263t		260t		257t	
主としてアルミ製の容器	110t		109t		108t		106t		105t	
無色のガラス製容器	(合計) 41 t		(合計) 40 t		(合計) 40 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	41 t	0 t	40 t	0 t	40 t	0 t	39 t	0 t	39 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 37 t		(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 35 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	37 t	0 t	36 t	0 t	36 t	0 t	35 t	0 t	35 t	0 t
その他ガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	29 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t	27 t	0 t
主としてダンボール製の容器	228 t		226t		223t		221t		218t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 56 t		(合計) 55 t		(合計) 55 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	57 t	0 t	56 t	0 t	56 t	0 t	55 t	0 t	55 t
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 110 t		(合計) 109 t		(合計) 108 t		(合計) 106 t		(合計) 105 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	110 t	0 t	109 t	0 t	108 t	0 t	106 t	0 t	105 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の一人当たり収集実績×予想人口

年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
人口	41,664	41,212	40,760	40,308	39,356	39,404	38,952
増減		-452	-452	-452	-452	-452	-452

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として無色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主として茶色のガラス製容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合
主としてダンボール製の容器	段ボール	奄美市及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類	奄美市及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	奄美市による定期回収	大島地区衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主としてアルミ製の容器	不燃ごみ	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
主として無色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主として茶色のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてその他のガラス製の容器	ガラスびん	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル	指定ネット	平ボディ車	圧縮成型又はフレコンパック
主としてダンボール製の容器包装	段ボール	市販袋等	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類	市販袋等	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量化等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

また、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。